

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (1) ①  |
| 項目   | <p>2017年12月に発表された「公立保育所のあり方」を見直し、公立保育所が地域の子育て支援の拠点としてセーフティネットの役割を充分果たすため、民間移管計画・休止計画を直ちに中止すること。</p>             |
| <p>(回答)</p> <p>公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。</p> <p>入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。</p> <p>なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。</p> |   |
| 担当   | <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 (再編整備グループ)<br/>電話：06-6684-9109</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 (運営グループ) 電話：06-6684-9345</p> |

|    |  |
|----|--|
| 番号 | 5. (1) ②   |
| 項目 | <p>今年の4月の段階で本務職員の欠員はないとのことだったが、非正規保育士の欠員が生じていることが明らかになっている。また、現段階で複数の欠員が生じている保育所があると聞いている。現在の欠員状況を明らかにすること。また、保育士の欠員はこどもの命と安全に直結するため、ただちに欠員補充を行うこと。産休育休対応職員をプールして必要な保育所に直ちに配属できるようにすること。</p>   |
|    | <p>(回答)</p> <p>公立保育所（公設置公営）において、産育休等により欠員が生じる場合は、随時、任期付職員等の代替職員を採用し、欠員の補充を行っているほか、令和4年度より本務職員による対応も行っているところです。令和5年12月1日現在、46名の産育休取得者に対し、任期付職員13名、本務職員9名をもって補充していますが、24名の欠員が生じている状況です。</p> <p>全国的な保育士不足の影響を受け、本市公立保育所においても人材の確保に苦慮している状況にありますが、引き続き必要な保育士数の確保に努めてまいります。</p> |
| 担当 | <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（運営グループ）<br/>電話：06-6684-9345</p> <p>こども青少年局 企画部 総務課（人事グループ） 電話：06-6694-8116</p>   |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(1)③  |
| 項目  | <p>緊急時に早急に対応できるよう、または、確認や連絡が保育を妨げずに行えるように保育所の各保育室と事務所、給食室をつなげる内線電話を各保育所に設置すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>公立保育所(公設置公営)では、月に1回、災害時の避難をはじめとした各種訓練を児童とともに実施しており、緊急時に速やかに対応できるよう備えております。</p> <p>各保育所内での緊急時の連絡については、施設の状況に応じて工夫し、訓練を行うなかで最も有効かつ支障のない方法で行うこととしております。</p> |   |
| 担当  | こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課(運営グループ) 電話:06-6684-9345  |

|   |  |
|---|--|
| 番号  | 5.(1)④                                       |
| 項目  | 全ての保育所に正規職員で看護師を配置すること。                      |
| <p>(回答)</p> <p>公立保育所（公設置公営）につきましては、一定のエリアごとに看護師を配置しており、各看護師が担当エリア内にある保育所の保健衛生及び医療に関する業務を担当しております。</p> |  |
| 担当  | こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（運営グループ） 電話：06-6684-9345 |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(1)⑤  |
| 項目  | <p>子どもたちの安全性確保の観点から国の改善を待たずに大阪市として独自で予算化を行い保育士の配置基準を0歳児2：1、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児10：1、4～5歳児15：1に改善すること。また、配置基準を改善することを国に対して強く要望すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。</p> <p>保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。</p> |   |
| 担当  | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8018</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(1)⑥  |
| 項目   | <p>大阪市のほとんどの職場で1人一台のパソコンが準備されているにもかかわらず、保育所では保育士の数に対して数台しか設置されていない。そのため保育計画などの作成業務に支障が出ている。パソコンの不足について全市立保育所で調査し、配置を行うこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>公立保育所(公設置公営)で使用する端末について、保育士の業務負担軽減に向け、必要数を精査し、段階的に増設等を行っています。</p> |   |
| 担当   | こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課(運営グループ) 電話:06-6684-9345  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(2)①  |
| 項目   | 待機児童の解消は公的保育の新設・増設で行うこと。                          |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めております。</p> <p>なお、認可保育所の新設等の整備計画策定に際しては、公立保育所をはじめ既存施設の定員や状況等も考慮しております。</p> <p>また、認可保育所の新設等とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、建替や大規模修繕等を行い、児童の処遇向上と安全確保を進めております。</p> |   |
| 担当   | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (環境整備グループ)<br>電話：06-6208-8041 |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5.(2)②   |
| 項目   | 「庁舎内保育施設」の設営について、地下に設営されているなど保育環境が劣悪な区について早急に改善すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>庁舎内保育施設の設置場所は、調理設備、沐浴設備、幼児用の便所などの諸設備が配置できること、居室の面積・採光・換気が確保できること、避難経路が確保できることなど、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を具備し、安全に衛生的に保育を行える場所を選定しており、区役所において当該要件を満たす場所がない区については設置しないこととしております。</p> <p>また、庁舎内保育施設の設置・運営事業者の選定にあたっては、保育内容（保育の目標・計画）、職員体制（施設長予定者、保育士の配置、ローテーション、研修）、設備（乳児室・ほふく室・保育室・諸設備の配置）などを審査し、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を具備するとともに、子どもの安全面、衛生面、発達面での保障ができる事業者を選定しております。</p> <p>さらに、選定された設置・運営事業者が計画どおり施設整備を行えるように、改修工事に必要な経費を補助するとともに、改修工事にかかる竣工検査を行い、基準に基づいた良好な施設環境であるか確認をしております。</p> |  |
| 担当   | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課(環境整備グループ)<br>電話：06-6208-8041     |



|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(2)③  |
| 項目  | 地方裁量型認可化移行施設を導入しないこと。                             |
| <p>(回答)</p> <p>令和元年10月から実施された国の幼児教育・保育の無償化において、認可外保育施設も無償化の対象となったことから、認可外保育施設の保育の質の向上が全国的に課題となっており、国においても、認可を目指す認可外保育施設への支援策の大幅な拡充がなされているところです。</p> <p>このような認可を目指す認可外保育施設への支援策は、待機児童の解消に資するものであり、また、国家戦略特区の特例により設けられた保育サポーター加算により、認可園へ移行するまでの期間、通常の認可外保育施設よりも手厚い職員配置がなされ、保育の質の向上も期待できることから、本市においても、待機児童解消のため、認可外保育施設を積極的に認可施設へ移行させることを目的として、認可化移行移転費支援事業及び認可化移行運営費支援事業を導入しておりますが、現在のところ、地方裁量型認可化移行施設はありません。</p> |   |
| 担当  | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (企画調整グループ)<br>電話：06-6208-8031 |

|   |  |
|---|--|
| 番号  | 5.(3)①   |
| 項目  | <p><u>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できる</u><br/><u>よう制度を拡充すること。</u>また、処遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>平成 29 年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成 30 年度及び令和 2 年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。</p> <p>保育士の処遇改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう本市においても、引き続き国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望してまいります。</p> |  |
| 担当  | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8281</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(3)①  |
| 項目   | <p>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できるように制度を拡充すること。<u>また、処遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</u></p> |
| <p>(回答)(下線部について回答)</p> <p>処遇改善等加算の認定要件となっている「保育士等キャリアアップ研修」については、各施設のニーズや状況に応じて、研修実施日程及び実施時間を配慮し、参加の促進に努めています。</p> |   |
| 担当   | <p>こども青少年局 保育・幼児教育センター 電話：06-6952-0177</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(3)②  |
| 項目   | こどもの安全性を危うくする規制緩和を中止し、施設型、地域型の別を問わず、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つ者とする事。 |
| <p>(回答)</p> <p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。</p> <p>本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。</p> |   |
| 担当   | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ)<br>電話：06-6208-8018             |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (4) ① ②  |
| 項目   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての3歳児が継続して保育されるようにすること。</li> <li>・きょうだいと同じ施設に入所できるようにすること。</li> </ul> |
| <p>(回答)</p> <p>保育施設等への入所に関しては、「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」に基づき決定しています。その優先順序は保育の必要性の高い児童から順に利用調整を行っていますが、きょうだいが保育施設等を利用中の児童や地域型保育事業を卒園予定の児童については、要綱において優先度を高めるよう規定しております。</p> <p>当該要綱は、平成30年度に見直しを行い、これまでのきょうだい加点に加え、きょうだいが3人以上の場合、別々の保育施設等に通うことを極力減らすため、きょうだいが利用中の保育施設等の利用を希望する場合の3人目以降の申込み、又はきょうだいが新規で同時に利用申込みする場合、3人目以降に加点することを規定しております。</p> |   |
| 担当   | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (幼保利用グループ)<br>電話：06-6208-8037   |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(4)③  |
| 項目  | 親の就労の有無に関わらず、障がいがある子どもが入所できるようにすること。              |
| <p>(回答)</p> <p>保育所への入所にあたっては、就労等の保育の必要性の認定を受ける必要があります。</p> <p>また、本市においては「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」に基づき、保育の必要性の高い世帯から順に入所決定がされるよう要綱を定めています。その中で障がいのある児童や特別な支援を要する児童においては、保護者の状況とは別に保育の必要性が高いと認められる場合は、それぞれの状況に配慮した利用調整を行っております。</p> |   |
| 担当  | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (幼保利用グループ)<br>電話：06-6208-8037 |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5. (5)  |
| 項目  | <p>来年度、市立幼稚園を2園認定こども園として運用することが発表されていますが、結論ありきではなく、正確に情報を公開すること</p>                       |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、令和6年4月1日より公立初の認定こども園（幼稚園型）を開設するため、整備を進めております。</p> <p>「民間において成立している事業については民間に任せる」という市政改革の基本的な考え方にに基づき、各区において、施設や地域の状況を考慮したうえで、休廃止も視野に入れながら、市立幼稚園の民営化を進めることとしていますが、市立幼稚園としての今日的な役割についての再検証や、公としての役割を明確化したうえで、個々の園の状況や地域ニーズ等を踏まえ、今後の進め方についての方針を示し取り組むこととしております。</p> <p>今回の認定こども園化は、待機児童対策として、大規模マンションの建設等が今後も見込まれ、あらゆる対策を講じてもお3歳児の保育枠が不足する地域において、一部の大阪市立幼稚園をモデル的に「幼稚園型認定こども園(3～5歳児)」へ移行することとしています。</p> |   |
| 担当  | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8165</p> |

|    |  |
|----|--|
| 番号 | 5.(6)  |
| 項目 | <p>子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4~5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児童が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。</p>  |
|    | <p>(回答)</p> <p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めており、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものと なっています。</p> <p>保育の質の確保という点において、保育士の配置基準は重要であると考えておりますが、保育士の配置基準の改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、他都市と連携を図り、配置基準の改善がなされるよう国に対して要望しております。</p> <p>本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を進めています。認可保育所の新設等の整備計画策定に際しては、既存施設の定員や入所申込み状況等も考慮しています。</p> <p>また、認可保育所の新設等とともに、老朽化した施設や現在の耐震基準に合致していない施設については、建替や大規模修繕等を行い、児童の処遇向上と安全確保を進めております。</p> |
| 担当 | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ)<br/>電話：06-6208-8018</p> <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (環境整備グループ)<br/>電話：06-6208-8041</p>  |



|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5.(7)  |
| 項目   | <p>保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助をすること。</p>                |
| <p>(回答)</p> <p>保育施設等への委託費・給付費につきましては、国が定める「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等」に基づき支払いますので、利用定員数ではなく、在籍児童数に応じた金額となります。しかしながら、年度途中の保育需要に対応するにあたり、年度途中での保育士確保が非常に困難であり、各施設の負担となっている実態は考慮すべきであり、今後の検討課題であると認識しております。</p> |  |
| 担当   | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8281</p> |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(8)   |
| 項目  | <p>看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。</p>                        |
| <p>(回答)</p> <p>看護師配置については、従来から本市独自事業として0歳児9人以上在籍する保育施設を対象とした看護師等雇用費助成事業を実施してきましたが、一部の地域において0歳児の入所数の減少により0歳児が9人以上という要件を満たせなくなり、経営上、看護師等の雇用継続を断念する施設が増加が懸念されることから、事業を再構築し、令和4年度から、民間の保育所・認定こども園の全施設を対象に、看護師等の配置に必要な人件費を支援する「保育所等の事故防止の取組強化事業(看護師等配置)」を行っております。なお、上限額は月額374,300円となっております。</p> <p>また、看護師配置については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、看護師配置の加算制度が創設されるよう国に対して要望しております。</p> |   |
| 担当  | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8352</p> |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (9)  |
| 項目   | 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。          |
| <p>(回答)</p> <p>保育所の設備基準については、大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、保育を受ける児童の健やかな成長と安全の確保を最優先に考えて定めており、この中に保育室や屋外遊戯場の基準についても定めています。</p> <p>条例の趣旨を踏まえ、保育室の面積基準については、0歳児及び1歳児においては、国基準の「乳児室 1.65 m<sup>2</sup>又はほふく室 3.3 m<sup>2</sup>以上」を上回る「0歳児 5.0 m<sup>2</sup>以上、1歳児 3.3 m<sup>2</sup>以上」としており、2歳児以上においては国基準どおり「1.98 m<sup>2</sup>以上」としています。</p> <p>また、屋外遊戯場の基準については、国基準どおりの2歳児以上において「3.3 m<sup>2</sup>以上」としています。</p> <p>なお、一人でも多くの保育を必要とする児童の入所を図るため、全年齢において児童一人当たりの保育室の面積基準を 1.65 m<sup>2</sup>以上に緩和できる特例を設けています。ただし、運用にあたっては、児童一人につき 1.65 m<sup>2</sup>以上を確保すれば当然に保育の実施ができると解するのではなく、個々の保育所の状況を踏まえて、あくまでも児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認し入所受入れを行うものとしています。</p> <p>本市としては、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。</p> |   |
| 担当   | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ)<br>電話：06-6208-8018 |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5. (10)  |
| 項目   | <p>障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、地域社会の中で障がいのあるこどもが仲間と共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っております。</p> <p>民間保育施設に対して、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費（特別支援保育事業）」により、障がい児の対応を行うために配置する、特別支援保育担当専任保育士等の人件費の助成を行っており、令和5年度からは算定基準を緩和する等、更なる受入れの促進を図っています。本事業の対象ではないものの配慮が必要な児童は増加しており、保育現場には大変ご負担をおかけしております。引き続き特別支援保育の充実に向け、事業内容を検討してまいります。</p> |  |
| 担当   | <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課（運営グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6684-9709</p>  |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5. (11)  |
| 項目   | <p>「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」では、保育施設における特別支援保育の充実を図るために巡回指導講師を派遣し、支援を必要とする児童の行動観察や分析を基に、支援方法の提案を行っております。また、必要に応じて関係機関等との連携について助言をしております。講師の人数については、令和5年度から要員を1名増員し、制度の拡充を図ったところです。</p> <p>なお、本市では、「大阪市特定教育・保育施設等における特別に支援の必要な児童の受け入れにかかる支援費」により、手帳の交付や医療機関の診断書等を支給要件とし、算定基準に基づいて特別支援保育担当保育士等の人件費を助成しております。</p> <p>今後も引き続き、「特別支援保育巡回指導講師派遣事業」により、保育所における特別支援保育の充実に努めてまいります。</p> |  |
| 担当   | <p>こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 (運営グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6684-9709</p>                   |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5. (12) ① ②   |
| 項目  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。</li> <li>・栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。</li> </ul> |
| <p>(回答)</p> <p>民間保育所においては、平成 27 年度より「アレルギー対応等栄養士配置事業」として、食物アレルギー対応給食ほか、栄養指導・栄養管理の取組を充実させ、食の分野における児童の安全確保と食育の推進を目的に、栄養士を雇用するための経費を支援する制度を実施しております。</p> <p>さらに、栄養士の加配については国において推進されるべきものと考えており、公定価格において、栄養管理加算の単価引き上げについて国に対して要望しております。</p> |   |
| 担当  | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ)<br>電話：06-6208-8352   |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5. (13)  |
| 項目   | 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを原則とすること。  |
| <p>(回答)</p> <p>保育士の配置基準については、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」をもとに「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めておりますが、保育所や地域型保育事業等の保育士等配置基準は国基準に適合したものとなっています。</p> <p>本市としても、保育の質の確保という点において保育士の配置基準等については重要な項目の一つと考えており、今後も保育の安全性を確保しつつ増大する保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。</p> |  |
| 担当   | こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（認可給付グループ）<br>電話：06-6208-8018 |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (14)                                     |
| 項目   | 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。 |
| <p>(回答)</p> <p>令和元年5月、滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児が死傷する痛ましい交通事故が発生したことを受けて、内閣府より未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検及び安全対策を講じるよう通知が出され、本市においては、保育所、認定こども園、許可外保育施設、幼稚園、児童発達支援施設等の移動経路を、各施設の関係者ととも、道路管理者、交通管理者、区役所等で合同点検を行いました。</p> <p>道路管理者（建設局）では、その点検結果に基づいて、実施可能な対策（横断防止柵の設置、車止めの設置 等）を令和4年3月末までに行いました。</p> <p>今後も継続して、「安全・あんしんなみちづくり」に努めてまいります。</p> |   |
| 担当   | 建設局 道路河川部 道路課（交通安全施策担当） 電話： 06-6615-6862    |



|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5. (15)   |
| 項目  | <p><u>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できる</u><br/><u>よう制度を拡充すること。</u>また、処遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、<br/>現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>平成 29 年度に創設された処遇改善等加算Ⅱにつきましては、平成 30 年度及び令和 2 年度に職員への配分方法の見直しが行われるなど、運用の柔軟化が図られているところです。</p> <p>保育士の処遇改善は全国的な課題であり、また継続的に実施する必要もありますので、国において推進されるべきものと考えており、保育士のさらなる労働環境改善や継続雇用の支援施策の充実が図られるよう本市においても、引き続き国に対して処遇改善に必要な財源措置を講ずるよう要望してまいります。</p> |   |
| 担当  | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (認可給付グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8281</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 番号  | 5. (15)  |
| 項目  | <p>処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できるよう制度を拡充すること。<u>また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。</u></p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>処遇改善等加算の認定要件となっている「保育士等キャリアアップ研修」については、各施設のニーズや状況に応じて、研修実施日程及び実施時間を配慮し、参加の促進に努めています。</p> |  |
| 担当  | <p>こども青少年局 保育・幼児教育センター</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6952-0177</p>                                     |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5. (16)   |
| 項目  | <p>コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、国の補助金を活用し、保育施設における新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要な経費にかかる補助事業を実施しております。職員に対する慰労金の支給は対象となっていませんが、職員が消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や、職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保に伴う手当は、補助の対象としております。</p> |   |
| 担当  | <p>こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 (企画調整グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8031</p> |

|    |   |
|----|---|
| 番号 | 5. (17)   |
| 項目 | <p>乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員や新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないように、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。</p>  |
|    | <p>(回答)</p> <p>災害時や感染症流行時においては、新型コロナウイルス感染症拡大時のように、人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となることや、別途予算対応により超勤手当や休日出勤手当等の割増賃金や非常勤職員を雇う際の賃金支給などの経費を対象とした交付金等の支給が見込まれるところですが、各施設の状況や国の動向等に注視し、必要に応じて、職員配置基準等の充実が図られるよう、国に対して要望してまいります。</p> |
| 担当 | <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 (要保護児童グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8050</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (18)   |
| 項目   | <p>災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>災害時や感染症流行時には、新型コロナウイルス感染症拡大時のように、人員基準、設備等について柔軟な取り扱いが可能となることや、別途予算対応により超勤手当や休日出勤手当等の割増賃金や非常勤職員を雇う際の賃金支給などの経費を対象とした交付金等の支給が見込まれるところですが、各施設の状況や国の動向等に注視し、必要に応じて、職員配置基準等の充実が図られるよう、国に対して要望してまいります。</p> |   |
| 担当   | <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 (要保護児童グループ)</p> <p>電話：06-6208-8356</p>       |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (19)   |
| 項目   | <p>実態に即していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市においては、国の定める最低基準及び加算職員等の配置状況に基づき措置費保護単価を決定するとともに、併せて本市単独の加算制度である児童養護施設等入所（者）処遇向上援護費により国の定める基準に比して一定の改善を図っているところです。</p> <p>職員配置の改善につきましては、本市としましては、施設の現状などを踏まえ、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。</p> |   |
| 担当   | <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（要保護児童グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8356</p>   |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (20)   |
| 項目   | <p>夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。</p>                   |
| <p>(回答)</p> <p>社会的養護処遇改善加算（Ⅰ）については、虐待等を受けた子供や障がいのある子どもなどへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行うための加算であり、全職員を対象とするものではありません。全職員の処遇改善は措置費本体の改定により行うべきものと考えます。</p> <p>全職員における社会的養護処遇改善加算は民間施設給与等改善費における処遇改善分の加算が令和元年度より1%増加し、3%に引き上げられ、その財源については配分職員に制限はないことから、職員の処遇改善に寄与するものと考えます。</p> <p>また、令和4年2月からは、社会的養護を担う施設及び事業所に従事する職員の処遇を改善するため、収入を月額9,000円引き上げるための措置が実施されております。</p> |   |
| 担当   | <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（要保護児童グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8356</p> |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5.(21)   |
| 項目   | <p>困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。</p>                       |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、本市独自事業である児童養護施設等入所(者)処遇向上援護費により、様々な状況にある児童等の処遇向上等を図っているところではありますが、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化の進展に伴い、専門的なケアがこれまで以上に必要となることや養育体制の充実が必要となることから、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。</p> |  |
| 担当   | <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課 (要保護児童グループ)</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8356</p> |



|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(22)  |
| 項目   | <p>一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額されたい。</p>                 |
| <p>(回答)</p> <p>一時保護委託にかかる単価については、平成30年度より一時保護委託開始当初の単価の見直しが行われており、1ヵ月の一時保護が行われたと仮定した場合、一般生活費以外も措置児童と同等水準が支弁されることとなっています。</p> <p>ただし、一時保護委託児童に関しては、措置児童と比べて、入所にあたっての情報が少ないなどから施設の負担が大きくなっている現状を踏まえ、一層の充実に向けて、引き続き国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、国に対して要望していきたいと考えています。</p> |   |
| 担当   | <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（要保護児童グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8356</p> |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (23)   |
| 項目   | <p>様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化されたい。</p>   |
| <p>(回答)</p> <p>一定のパソコン等の通信機器の導入にかかる費用につきましては、措置費（事務費）の中で対応するものと考えておりますが、各施設の状況等をふまえ、必要があれば一層の充実に向けて検討を行いたいと考えます。</p> |   |
| 担当   | <p>こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課（要保護児童グループ）</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6208-8050</p> |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5. (24)(35)  |
| 項目   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大阪府と連携して、すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、定期的に PCR 検査を実施すること。</u></li> <li>・ <u>通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスの PCR 検査を受けられる体制を大阪市としてつくること。</u></li> </ul> <p>また、すべての事業所や施設の消毒費用などを補助する制度を確立すること。</p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが5類に移行され、他の疾患との公平性を踏まえ、検査費用の公費負担を終了しています。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、高齢者や障がい者の入所施設と通所系・訪問系サービス事業所等のすべての介護従事者を対象とする定期的な PCR 検査や、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の疫学調査に係る当該施設の入所者等に対する検査は、国の方針に基づき行政検査として令和6年3月末まで実施いたします。</p> |  |
| 担当   | <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p> <p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p>   |

|   |  |                                    |
|---|--|------------------------------------|
| 番号  | 5.(25)   |                                    |
| 項目  | <u>災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人<br/>たちへの支援について、適切に行われるよう、災害時と感染症対策用にもセンター<br/>を設けて、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u> |                                    |
| <p>(回答)(下線部について回答)</p> <p>本市では、災害が発生した際や、感染症が発生した際は、各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し対応してまいります。</p> <p>介護施設等は、サービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画の作成が義務付けられており、感染症や災害が発生した場合の対策として、必要な研修及び訓練の実施等、日ごろから備えをしておくことが重要であり、業務継続計画が未策定とならないよう、ホームページ等での周知をはじめとして、集団指導や運営指導を通じ、指導・助言に取り組んでまいります。</p> |  |                                    |
| 担当  | 福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課<br>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定指導グループ)  | 電話：06-6208-8026<br>電話：06-6241-6310 |

|   |  |
|---|--|
| 番号  | 5. (25)  |
| 項目  | <p>災害などが起こった際、<u>福祉避難所での支援</u>、また施設や在宅で生活している人たちへの支援について、適切に行われるよう、<u>災害時と感染症対策用にもセンターを設けて、専任の職員を配置するなど体制を整えること。</u></p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>災害時には、区本部を通じてボランティアセンターから介護支援者等の派遣を行うことなど施設と連携し対応を図ることとしている。</p> |  |
| 担当  | <p>危機管理室 危機管理課 (減災対策) 電話 : 06-6208-7389</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (26)   |
| 項目   | <p>大阪府と連携して、<u>災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。</u></p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>本市では、災害発生時に高齢者などの要配慮者の方が災害時避難所での生活が困難となるケースを想定し、令和5年4月1日時点で、市内361施設の社会福祉施設等にご協力をいただき、福祉避難所・緊急入所施設として協定締結または指定している。また、小中学校の災害時避難所においては、バリアフリー等に配慮した部屋を福祉避難所として活用することとしている。</p> |   |
| 担当   | <p>危機管理室 危機管理課 (減災対策)      電話：06-6208-7389</p>              |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(27)                                    |
| 項目   | 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。          |
| <p>(回答)</p> <p>介護保険施設等の事業者は、災害時や感染症拡大時にも事業を継続できるよう事業継続計画書を作成することが求められています。一方、本市としては、必要な介護サービスを継続して実施できるよう、通常の介護サービス提供時では想定されない、かかり増し経費の補助等の支援を行っております。しかし、事業所の被災時や感染拡大による利用自粛等による減収については、介護報酬で算定することができない状況であり、国による適切な対応が必要と考えております。</p> <p>本市としては、指定都市市長会・中核市市長会協同提言の中で、新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言として、雇用の維持、事業の継続と経済の復興に対する要望を引き続き行ってまいります。</p> |   |
| 担当   | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ) 電話：06-6208-8028 |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (28) (29) (30)   |
| 項目   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。</li> <li>・高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に特別手当を支給すること。</li> <li>・訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。</li> </ul> |
| <p>(回答)</p> <p>新型コロナウイルスの感染者発生等に伴うかかり増し経費は、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常のサービス提供では想定されない費用を補助するものとされており、国が定める基準に基づき、補助を実施しております。</p> <p>今年度におきましても、新型コロナウイルスの感染者発生等に伴う費用を補助するための「大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金」いわゆる「かかり増し補助金」を実施しておりますので、各施設・事業所におかれましては、ご申請いただくようお願いいたします。</p> <p>なお、令和6年度以降の取扱いについては、国の動向を注視しながら検討してまいります。</p> |   |
| 担当   | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (指定・指導グループ) 電話：06-6241-6310  |



|   |  |
|---|--|
| 番号  | 5. (31)(34)  |
| 項目  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財源支援を講じること。</li> <li>・人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財源支援を講じること。</li> </ul> |
| <p>(回答)</p> <p>介護職員処遇改善加算は、平成 23 年度まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度から介護報酬に移行し介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されました。</p> <p>その後、介護人材の職場定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえて、事業者による、昇給と結びついた形での賃金向上の仕組みの構築を促すため、平成 27 年度及び平成 29 年度の拡充に加えて、令和元年度及び令和 4 年度の介護報酬改定において新たな加算の区分が創設されてきたところです。</p> <p>介護保険は、全国統一の制度であり、介護労働者の処遇改善については、国による適切な介護報酬の設定により対応するべきものであることから、本市独自で対象を拡大することは困難と考えますが、指定都市共同提案などの機会を通じ、国に対し引き続き要望を行ってまいります。</p> |  |
| 担当  | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ）      電話：06-6208-8028  |

|   |                               |                 |
|---|-------------------------------|-----------------|
| 番号  | 5.(32)                        |                 |
| 項目  | 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。 |                 |
| <p>(回答)</p> <p>介護保険制度における夜勤を行う介護職員については、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」に規定されています。</p> <p>介護保険は全国統一の制度であり、事業者が将来にわたり、安定的なサービス提供体制を確保していくために、引き続き人材確保に必要な財政措置等について国に対し要望を行ってまいります。</p> |                               |                 |
| 担当  | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (管理グループ)     | 電話：06-6208-8028 |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5. (33)                                   |
| 項目  | 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。                 |
| <p>(回答)</p> <p>介護保険サービスの利用料は、本人や世帯の所得状況に応じた1割、2割または3割の利用者負担をしていただいております。利用者負担額が高額となる場合は高額介護サービス費等の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者の自己負担の負担軽減が図られております。</p> <p>また、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険の利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。</p> <p>加えて、施設利用の際の食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。</p> <p>さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、介護保険サービスの利用料の減免措置は国において統一に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p> |   |
| 担当  | 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話06-6208-8033 |

|   |  |         |        |                 |
|---|--|---------|--------|-----------------|
| 番号  | 5.(35)   |         |        |                 |
| 項目  | <p>通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスの PCR 検査を受けられる体制を大阪市としてつくること。また、<u>すべての事業所や施設の消毒費用などを補助する制度を確立すること。</u></p> |         |        |                 |
| <p>(回答)(下線部について回答)</p> <p>令和5年度におきましても、国の事業を活用して「障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施することとしており、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象に、事業継続に必要な検査費用の経費等を補助することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> |  |         |        |                 |
| 担当  | 福祉局  | 障がい者施策部 | 障がい支援課 | 電話：06-6208-7986 |
|   | 福祉局  | 障がい者施策部 | 運営指導課  | 電話：06-6241-6527 |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(37)  |
| 項目  | <p>新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、通所施設や短期入所を閉めたり、感染が心配で利用者がサービスを利用しなかったりして大幅な減収が予想される事業所や施設に対し、大阪市として補助すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>令和5年度におきましても、国の事業を活用して「障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施することとしており、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象に、事業継続に必要な人員確保のための経費等を補助することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> |   |
| 担当  | <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課      電話：06-6208-7986</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(38)  |
| 項目   | <p>災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>近年、各地で地震や水害等の自然災害が発生しており、障がい児者入所施設を含め、社会福祉施設等においては、平時からの入所者の安全確保にかかる備えや取組みが重要です。</p> <p>また、感染症についても、現在も世界的な流行が続く新型コロナウイルス感染症をはじめとして、感染症への対策とサービス提供の継続について、各事業者の皆様には多大なるご尽力をいただいているところです。</p> <p>万が一、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者の安全確保や必要なサービスの提供をできる限り維持できるよう、事業者のみなさまにはあらかじめ業務継続計画（BCP）の作成をお願いしております。</p> <p>このほか、災害時等に配慮を要する方が入所する障がい児者施設や高齢者施設等の社会福祉施設においては、水防法に基づき避難確保計画の作成と訓練の実施が義務付けられており、日ごろからの備えや課題の把握等に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。</p> <p>なお、本市においては、大阪市行政オンラインシステムを活用し、万が一災害が発生し施設等が被災された場合に、被災状況を伝達いただくことで、各施設等の被災状況や支援の必要性等について速やかに把握できるよう努めておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>〈回答は令和5年12月26日時点〉</p> |   |
| 担当   | <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>   |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5.(39)   |
| 項目   | 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。 |
| <p>(回答)</p> <p>福祉・介護サービスに係るニーズが増加し、多様化していく中で、福祉・介護の人材の確保に関する課題は非常に重要です。</p> <p>本市では、大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設と位置付け、従業者への研修やモチベーション向上等に取り組んでいます。</p> <p>また、福祉・介護の仕事のやりがいや魅力を発信していくことも重要であることから、「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施しています。受賞作品については、漫画化し、市内中学生へ配布するほか、広く市民向けの周知にも取り組んでいます。</p> <p>そのほか、小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育や中学生と福祉の現場をつなぐ取り組みを通じて、福祉・介護の仕事に関する正しい知識や魅力を伝えることで将来の人材の確保につなげてまいります。</p> <p>なお、障がい児者施設における福祉・介護の人材確保・処遇改善の取り組みについては、令和3年度の障がい福祉サービス等報酬改定で処遇改善加算の加算率について見直しが行われ、障がい児者施設については加算率が増加したところです。</p> <p>本市としましては、今後も国の動向を注視するとともに、他の指定都市等と連携しながら、事業所が適切かつ安定的な運営が図れるよう、報酬単価の見直し等を含め、障がい福祉従業者の処遇改善に向けて、引き続き国・大阪府に対し働きかけてまいります。</p> |  |
| 担当   | 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076                               |

|    |  |
|----|--|
| 番号 | 5.(40)   |
| 項目 | コロナ禍での支援を継続するために発生した感染症対策について、サービス継続支援事業補助金の対象範囲を拡大するよう、国に要望すること。また、当面の間、すべての障害児・者福祉事業における感染症対策に要した費用に対し、大阪市として何らかの補助を講じること。   |
|    | <p>(回答)</p> <p>令和5年度におきましても、国の事業を活用して「障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施することとしており、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象に、事業継続に必要な検査費用の経費等を補助することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 担当 | 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986   |



|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(41)①   |
| 項目  | <p>障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>児童福祉法に基づく障がい児入所施設における人員配置基準については、令和3年度の基準省令改正において、主として知的障がい児を入所させる施設及び主として盲児又はろうあ児を入所させる施設における児童指導員及び保育士の総数が、おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上とされ、従前よりも手厚い人員配置基準とされたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における支援の実態を踏まえ、よりきめ細かな対応ができるよう職員配置基準の見直しや、良質な人材確保と事業者の経営基盤の安定を図ることができるよう報酬単価への適切な反映等について、国に対して引き続き要望してまいります。</p> |   |
| 担当  | <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>   |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(41)②   |
| 項目  | 18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設に引き続き入所する18歳以上の入所者(いわゆる年齢超過者)の移行については、国においても令和3年度に障がい児入所施設の新たな地域移行の枠組みが検討され、新たな移行調整の枠組みが示されたことと合わせて、経過措置適用期間の最終的な期限が令和6年3月末日までとされたところです。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本市としましては、障がい児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、こども相談センターや障がい児入所施設等と連携し移行調整の協議の場を設け、円滑な地域移行を進めていきます。また、移行の受け皿となり得る共同生活援助事業所に対しても、強度行動障がいにより移行が困難となっている方の受け入れを促進するため、受け入れの際に必要な調整や設備整備にかかる費用を助成する事業についても引き続き実施しています。</p> <p>このほか、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定により、退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件が見直されたほか、入所児童等の移行支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置することを評価するソーシャルワーカー配置加算が新設されたところです。</p> <p>本市としましては、障がい児入所施設における円滑な地域移行の促進について、国の示す新たな移行調整の枠組みを踏まえつつ、引き続き障がい児入所施設と調整しながら地域移行を進めていくとともに、障がい児入所施設の本来の役割である障がいのある児童への適切な支援ができる体制や環境の確保に努めてまいります。</p> |   |
| 担当  | 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076                  |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5.(41)③  |
| 項目   | <p>看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設では、医療的ケアや心理的ケアを必要とする児童のために、通常必要とする人員に加えて看護師や心理担当職員等を配置している場合に、看護職員加配加算(Ⅰ)(Ⅱ)や、心理担当職員配置加算としてそれぞれ評価されることとなっております。</p> <p>また、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、看護職員加配加算(Ⅱ)について、医療的ケアを必要とする児童の実態に応じた算定要件に見直されています。</p> <p>本市としましては、制度の運用実態を注視しながら、入所する児童が必要とする支援の確保並びに良質な人材の確保が図られるよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。</p> |  |
| 担当   | <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076</p>  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(41)④   |
| 項目   | 入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。 |
| <p>(回答)</p> <p>障がい児入所施設に置くべき従業者やその員数については、国の要綱や基準省令により定められており、現状心理指導担当職員については配置が必ずしも求められておりませんが、通常置くべき従業者に加え心理指導担当職員を配置した場合には、心理指導担当職員配置加算が支弁される取扱いとなっております。</p> <p>一方で、令和2年度に開催された厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」では、その報告書において、障がい児入所施設に入所する障がい児について、被虐待児童が増加していることや、平成29年8月に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」等を踏まえ被虐待児が心の傷を癒し回復していけるよう専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の必要性を指摘しており、障がい児入所施設における社会的養護機能の強化を図ることとして、心理的ケアを行う専門職の配置の推進や職員に対する更なる研修等を行うべきとしています。</p> <p>本市としましても、障がい児入所施設に入所する児童や支援の実態を注視しながら、必要とする職員の配置や報酬等について国に対し要望してまいります。</p> |   |
| 担当   | 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076                  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(41)⑤   |
| 項目   | 小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。 |
| <p>(回答)</p> <p>小規模グループケア加算については、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、障がい児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、従来の算定要件に加えて、建物自体が本体施設から分離した場所で小規模な生活単位を設けて支援を行うサテライト型による算定要件が新設され、従来の算定要件を満たす場合の基本報酬に加えてさらに報酬が算定できるものとされたところです。</p> <p>一方で、様々な障がい特性や個別の支援目標に応じた支援を、小規模のユニットやサテライト型住居において行うことから、十分な職員体制も不可欠となっております。</p> <p>本市としましても、制度運用の実態を注視しながら、施設の安定的な運営に向けた職員の配置基準や報酬単価の設定等、必要な財政措置について、引き続き国に要望してまいります。</p> |   |
| 担当   | 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076                        |

|    |   |
|----|---|
| 番号 | 5.(41)⑥   |
| 項目 | サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。  |
|    | <p>(回答)</p> <p>令和5年度におきましても、国の事業を活用して「障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」を実施することとしており、利用者又は職員に新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した施設・事業所等を対象に、事業継続に必要な経費等を補助することとしておりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 担当 | 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8076  |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5. (42)  |
| 項目   | <p>自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1対1で行っているものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>自立訓練（機能訓練）事業の人員配置基準及び報酬体系等については、それぞれ「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、「障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」において定められています。</p> <p>本市としましては、自立訓練（機能訓練）事業を利用する方のニーズに対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、当該事業の安定した事業運営に向けた適正な報酬単価の設定等、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。</p> |  |
| 担当   | 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8245   |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5. (43) ① ②  |
| 項目   | <p>早川点字図書館について、以下のことを実現すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。</li> <li>・正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。</li> </ul> |
| <p>(回答)</p> <p>業務内容が専門的であり継続性が要求される業務などについては、事業者選定の仕方、契約手法を慎重に考えていく必要があります。</p> <p>地方自治法においては、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていることから、本市におきましても、一般競争入札によることを原則とし、適正な履行の確保を図りつつ、経済性の観点から最も低い金額で契約するとともに、契約の相手方を広く募り公平に選定することとしており、あわせて、競争性の向上と透明性、公正性の確保が求められているところです。</p> <p>当該事業につきましては、専門性や市民への適切な対応が求められることから、金額優先の入札形式は事業の性質上馴染まないものと判断し、提案内容を重視した事業者選定が可能となる公募型プロポーザル契約を実施することとしてきました。</p> <p>業務の専門性を確保するための資格要件や継続性を保持するための十分な引継ぎ期間を設けるよう慎重に条件設定を行ってまいりますとともに、契約方法等についても精査のうえ、検討してまいります。</p> |  |
| 担当   | 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072   |



|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5.(43)③   |
| 項目   | <p>早川点字図書館について、以下のことを実現すること。<br/>         情報化対応特別管理費を240万円から限度額の480万円まで引き上げること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市として、厚生労働大臣あて身体障害者保護費国庫負担金の交付申請を行っておりますが、早川点字図書室については、1施設あたり月額40万円に12ヶ月を乗じた額(480万円)を情報化対応特別管理費の認定額として交付の申請を行っているところです。</p> |   |
| 担当   | 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072  |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5.(44)   |
| 項目   | <p>情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>厚生労働省通知(令和3年3月29日)の「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について(通知)」、1.点字図書館における支援体制の強化(1)情報化対応特別管理費の積極的な活用、にて情報化対応特別管理費の対象経費の例として、④点字図書や音声図書の製作のための費用(点訳・音訳を行う者への謝金や交通費等)、⑤専門的な知識を持つもの等を雇用し、各種業務の効率的な実施を促進するための費用(賃金等)、とされています。</p> <p>本市といたしましても、これに準じた取扱いとしているところです。</p> |  |
| 担当   | <p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8072</p>                              |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (45)   |
| 項目   | <p>全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて、当事者、事業受託団体との協議を実施すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々の支援としまして、手話通訳者派遣事業や聴言障がい者生活相談事業で専任者を配置して事業を実施しております。</p> <p>聴覚・言語に障がいのある方々のコミュニケーション手段確保及び生活相談の重要性については本市としても認識しており、現在、複数の区役所において、窓口業務のなかで、手話通訳者を配置しているところです。</p> <p>引き続き、区役所への手話通訳者の配置など手話で対応できる市民窓口の充実に向けて、必要に応じて当事者等の意見も参考にしながら、検討を進めてまいります。</p> |   |
| 担当   | <p>福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 番号  | 5. (46)  |
| 項目  | <p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、コロナ後の地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配などを行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市と大阪市社会福祉協議会においては、災害時におけるボランティア活動支援に関する協定を締結するなど、防災の面においても連携を行っており、また、区役所においては、区社会福祉協議会と連携して防災訓練を行うなどしており、災害等への対応のため相互に協力・連携を行う必要があるものと認識しています。</p> <p>しかしながら、コロナ後の地域福祉活動支援や災害時に対応できる体制の構築といった人員配置に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。</p> <p>本市と社会福祉協議会が連携・協働して地域福祉を推進していくためにも、社会福祉法に基づき社会福祉協議会が実施する事業に対する交付金を支出するとともに、今後も引き続き、本市と社会福祉協議会が双方の役割分担のもと、地域福祉活動を支援する取組に努めてまいります。</p> |  |
| 担当  | 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7973  |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (47)   |
| 項目   | <p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料の引き上げを行うこと。調査員のCSW転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市の指定管理業務における事業者選定は、客観的な観点で公正公平に選定するため、選定委員会を開催することとされており、大阪市社会福祉研修・情報センターについても、公募の上、業務内容の専門性や求められる知識及び技術等を評価するため選定委員会を開催して選定し、令和2年4月1日から5か年を指定期間として、大阪市社会福祉協議会を指定管理者に指定しております。</p> <p>「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を98名配置し、実施しております。</p> <p>また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組みを進めております。</p> <p>今後も事業内容や各区における取組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。</p> |   |
| 担当   | 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7958   |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5.(47)  |
| 項目  | <p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。調査員の CSW 転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>要介護・障がい支援区分認定調査業務</p> <p>要介護・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）にて、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することができる法人を選定し、業務委託契約を締結しています。また、円滑な認定調査を実施できるよう、次期契約に向けて契約方法を検討してまいります。</p> <p>今後とも委託先と十分に連携・協議しながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。</p> |   |
| 担当  | <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ） 電話：06-4392-1730</p>   |

|   |  |
|---|--|
| 番   | 5. (47)  |
| 項目  | <p><u>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、職員を正規職員として雇用できる委託料の引き上げを行うこと。調査員の CSW 転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。</u></p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>○地域包括支援センター</p> <p>本市では、介護保険法に基づく地域包括支援センターの運営に係る包括的支援事業について、広く募集を行ったうえで委託先の選定を行い、その実施を委託しています。</p> <p>地方公共団体が契約をする場合は、原則として会計年度を越えることができないところ、特定の契約を締結する場合は、長期継続契約とすることができることとされており、本市においても、業務委託契約については3年程度の契約期間とする方針により、必要に応じて長期継続契約を締結しているところです。</p> <p>包括的支援事業の実施の委託にあたっては、長期継続的に事業の実施を委託することで効果的かつ安定的に事業が実施できるように、長期継続契約として6年間の契約期間で業務委託契約を締結しています。</p> |  |
| 担当  | 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060   |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5. (47)   |
| 項目  | <p>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と室を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。調査員の CSW 転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>○生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の事業者の選定については、透明性・公平性を担保するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用し、外部有識者の意見を参考にしながら、当該事業の委託先事業者を決定しています。令和4年度からは、当該業務委託にかかる予算について拡充を図り、令和6年度までの長期契約を行いました。</p> <p>今後とも様々な課題を抱えた生活困窮者の円滑かつ適正な相談支援業務が出来るよう、委託先と十分に連携してまいります。</p> |   |
| 担当  | 福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：06-6208-7959   |



|   |  |
|---|--|
| 番号  | 5. (47)  |
| 項目  | <p><u>大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。調査員のCSW転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。</u></p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>○老人福祉センター</p> <p>老人福祉センターにつきましては、多様化する住民ニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、施設管理に民間の能力を活用することで住民サービスの向上を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。老人福祉センターの指定管理者の募集にあたっては、本市の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」に基づき、指定期間を5年として募集し、事業計画や提案金額等を総合的に考慮して選定を行っております。</p> <p>なお、賃金等勤務条件に関することについては、各々の福祉職場において、雇用主との間で検討されるべき事項であると考えております。</p> |  |
| 担当  | 福祉局 高齢者施策部 高齢者福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054   |

|   |   |
|---|---|
| 番号  | 5. (48)                                   |
| 項目  | コミュニティソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。 |
| <p>(回答)</p> <p>「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」においては、現在、全市にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を98名配置し、実施しております。</p> <p>また、各区における地域の特性等に応じて、区独自の取組みと併せて事業を実施しており、各区・地域の実情に応じた取組みを進めております。</p> <p>今後も事業内容や各区における取組み状況などの検証を行いながら、引き続き事業の充実に努めてまいります。</p> |   |
| 担当  | 福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7954           |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (49)   |
| 項目   | <p>要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。</p>       |
| <p>(回答)</p> <p>要介護認定・障がい支援区分認定調査業務の委託につきましては、中立性・公平性を図り当該調査を適正に実施することが求められております。</p> <p>要介護認定調査業務にかかる委託契約の条件等については、令和3年度に実施した、マーケットサウンディング（市場調査）の意見を踏まえ、令和4・5・6年度の3年間の長期継続契約とし、令和3年度までの調査実施件数に連動して業務委託料が確定する契約から、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直し、想定より件数が下回った場合に連動して業務委託料が減少するリスクの低減を図ったところです。</p> <p>障がい支援区分認定調査については、令和4年度より、要介護認定調査業務と同様、調査実施件数によらず定額で支払う固定経費と調査実施件数に連動する流動経費の合計により支払い額が確定する契約に見直しました。また、令和5年度から市内24区ごとに委託する法人を募集し、令和6年度までを契約期間とする長期継続契約で複数の法人に委託して障がい支援区分認定調査業務を実施しております。</p> <p>要介護認定・障がい区分認定にかかる令和7年度からの調査業務の委託事業者公募のため、参入しやすい公募条件の検討や法人のアイデアを把握するためマーケットサウンディング（市場調査）を令和5年7月に実施したところです。</p> <p>今後、マーケットサウンディングの結果を踏まえ、より安定的な事業運営ができるよう検討してまいります。</p> |   |
| 担当   | <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727</p> <p>福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（認定グループ） 電話：06-4392-1730</p> |

|  |   |
|--|---|
| 番号   | 5. (50)   |
| 項目   | <p>日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は、独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）につきましては、社会福祉法に定める福祉サービス利用援助事業として、実施主体である大阪市社会福祉協議会が事業のための体制整備、人員配置を行っており、本市としては、市民の権利擁護を推進することを目的に、当該事業に対し補助を行っているところです。</p> <p>平成 26 年度には、利用者増への対応と体制強化を図るため、専門相談員を大幅に増員できるよう、大阪市社会福祉協議会への補助金を増額いたしました。</p> <p>しかしながら、平成 27 年度に補助金の特定財源である国庫補助の大幅な見直しが行われたことにより、「利用者 1 人あたり」による算定基準に改められ、この算定基準によっては必要な財源確保がかなわないため、国に対し個別協議を実施しているところです。平成 31 年度には、平成 30 年度に比べて国庫補助算定基準額がわずかに引き上げられました。十分な額とは言い難く、本市の補助事業として円滑な事業運営が図られるよう、引き続き国に対し財源措置に関する要望を行うとともに、今後とも予算確保に努めてまいります。</p> |   |
| 担当   | 福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援） 電話：06-6208-7974   |

|  |  |
|--|--|
| 番号   | 5. (51)  |
| 項目   | <p>生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。</p> <p>2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>生活支援体制整備事業については、受託者である各区社会福祉協議会に対して、生活支援コーディネーターの配置及び各事業の実施を委託しております。生活支援コーディネーターの配置は急激な高齢化の進展に伴う喫緊の課題解決に向けた施策であり、各区社協の地域支援員が行う地域づくりをベースに、各区社協の地域支援員と連携を図りながら、地域支援員では対応できなかった高齢者に特化した生活支援・介護予防サービスの開発等を行っております。</p> <p>また、生活支援コーディネーターが効果的に活動できるよう、受託者である各区社会福祉協議会が各区役所と連携して策定した年間事業計画に基づく取組みに対して検証・見直しを行い、PDCA サイクルに沿って進めているところです。</p> <p>なお、有識者会議の意見を踏まえ、第2層コーディネーターの配置についても、有機的な連携や、効果的な支援体制の構築を図るため、第1層コーディネーターと同様に各区社会福祉協議会へ委託しており、生活支援コーディネーターの配置にあたっては、第2層だけでなく、第1層も含めた柔軟な職員体制及び事業実施体制が確保できるよう努めております。</p> |  |
| 担当   | 福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060   |

|    |  |
|----|--|
| 番号 | 5. (52) (53) (54) (55) (56) (57)   |
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中で放課後児童クラブを開設する大阪市においては、国の予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担することになります。保育に欠ける児童を出さず、放課後児童クラブを利用希望する家庭が高額な費用負担が理由で利用断念しないで済むように、補助金の大幅な増額をしてください。</li> <li>・放課後児童支援員複数配置を確保するためには、放課後児童支援員の処遇改善が必要です。児童数が19人以下でも20人以上でも安定的に複数配置できるように、児童数が19名と20名で大きく違う現状の補助金格差を是正し、19名以下の施設への補助金の底上げをしてください。</li> <li>・放課後児童クラブ職員が安心して働き、継続して専門性・公共性を発揮できるよう、放課後児童クラブ職員の処遇を改善し、安定した雇用形態にする事は、子どもとの安定的・継続的な関わりにつながります。大阪市の放課後児童クラブが国の補助条件を満たしている、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化してください。</li> <li>・「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の放課後児童支援員資格（認定研修修了者）者の経験年数の考え方は、大阪市において、当該施設のみ勤続年数とされています。しかし、本来放課後児童支援員資格は個人に与えられるもので、他施設において積み重ねられた経験も、施設のより良い保育に関わります。放課後児童支援員の経験年数の積算根拠を、国同様に以前の放課後児童クラブで就労した勤務実績も通算実績として、認めてください。</li> <li>・放課後児童クラブが、不安なく施設改善や移転を進められるように、国の「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助・移転関連費用補助）」などを、国の基準に合わせて大阪市内で予算化し、財政的支援をしてください。</li> <li>・大阪市において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にあります。働くことによって保育に欠ける家庭になるにもかかわらず、高額な保育料ゆえに入所できない状況が生まれています。困窮する世帯に対して、保育料の減額などの大阪市独自に新規予算化してください。</li> </ul> |

(回答)

本市では、昭和 44 年以来、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営で実施されている事業へ補助金の交付を行う留守家庭児童対策事業を実施しております。

一方、近年の核家族化、夫婦共働きの増加など、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応するため、留守家庭の子どもに限らず、すべての小学生に放課後等の安全・安心な遊び場・居場所を提供し、その健全な育成を図ることを目的として、平成 4 年度から小学校の余裕教室等を活用した児童いきいき放課後事業を開始し、現在では市内の全市立小学校で実施しております。

その上で、なお残る留守家庭児童のニーズに対しては、民設民営で実施されている現行の留守家庭児童対策事業を、児童いきいき放課後事業の補完的役割として補助を継続しております。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、大阪市でも国の基準に合わせて留守家庭児童対策事業補助金の運営費や開設時間延長加算、開設日数加算といった補助金交付基準の引き上げを行っております。

さらに、昨年 4 月より、障がい児や医療的ケア児の受入れに必要な職員を追加配置するための補助を拡充し、支援員等の処遇改善にかかる臨時特例事業などを実施しているところです。

児童数が 10 名から 19 名の放課後児童クラブに対しては、運営費に小規模クラブ加算を行っております。

「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助・移転関連費用補助）」の経費につきましては、既に大阪市留守家庭児童対策事業の運営費補助金の対象経費に含まれております。

困窮する世帯に対しての保育料の減額などについては、児童いきいき放課後事業は、無料で利用できる放課後の居場所を提供しており、ひとり親家庭等の自立促進や貧困対策に寄与していると考えております。

放課後児童支援員の処遇改善については、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」により、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を促進しています。また、昨年 2 月からは、「放課後児童支援等処遇改善臨時特例事業補助金(令和 5 年度より放課後児童支援等処遇改善事業補助金に名称変更)」を創設し、放課後児童支援員に加え補助員も含めた放課後児童クラブで働く職員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を 3 % 程度引き上げるための費用の補助を実施しています。

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、放課後児童支援員の経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金体系を構築し、継続的な人材育成及び保育の質の向上への取り組みを進める観点から、平成 29 年度より新たに実施しております。

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱」の第 1 条では「放課後児童支援員（以下「支援員」という。）に対し、経験年数や研修実績に応じ

た段階的な賃金改善の仕組みを設け、支援員の処遇改善を行っている補助事業者に必要な経費を補助することにより、職員の定着を図り、安定的・継続的な保育による保育の質の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を図ることを目的とする。」と当該補助金の趣旨を規定しています。

この趣旨に鑑み、児童の健全な育成を図るためには、現在在籍している放課後児童クラブで働き続けるインセンティブを促進するための経験等に応じた処遇改善を行い、質の高い保育を継続的に行うことが必要であると考えています。

担 ども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ）

当

電話：06-6208-8163